

# 1. 介護給付費等算定の届出等に係る留意事項について

## ◆届出様式、届出項目に関する留意点

(地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援・第1号訪問事業・第1号通所事業)

- ・新たに追加された届出様式、届出項目等について届出をお願いします。
- ・既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出をお願いします。詳細は別紙のとおりです。

## ◆提出期限等

- ・令和6年4月の報酬算定に係る届出の提出期限は令和6年4月1日(月)です。
- ・令和6年6月の報酬算定に係る届出の提出期限は令和6年5月15日(水) (通常どおり)です。

# 1. 介護給付費等算定の届出等に係る留意事項について

## ◆主な留意事項（令和6年4月）

### <高齢者虐待防止措置実施の有無/業務継続計画策定の有無>（全サービス）

- ・ 「1：減算型」「2：基準型」を新設
- ・ 新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。

※新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなされることから、要件に定められている高齢者虐待防止措置/業務継続計画策定を行っている場合（減算を適用しない場合）は、届出が必要です。

### <総合マネジメント体制強化加算>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等）

- ・ 「1：なし」「2：あり」を「1：なし」「3：加算Ⅰ」「2：加算Ⅱ」に変更
- ・ 「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
- ・ 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
- ・ 基本的に届出を行う。

## 2. その他

### ◆届出様式、届出項目に関する留意点

#### ・参考

➤ **WAM NET「国保連インターフェース」**

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020050010>

➤ **介護給付費算定の届出等に係る留意事項について（Ⅰ 介護報酬改定関係資料（Ⅰ－資料6））**

➤ **介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について（Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業関係資料（Ⅱ－資料5））**

➤ **益田市ホームページ「指定申請・各種届出等について」**

トップページ > 医療・健康・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護保険 > 介護事業所の方 > 指定申請・各種届出等について

<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushikankyobu/koreishafukushika/5/10000/index.html>